

アジア研・第13回汚職防止刑事司法支援研修について

大阪地方検察庁 検事 平野寿夫

私は、UNAFEI（国連アジア極東犯罪防止研修所）で開催された第13回汚職防止刑事司法支援研修に参加しました。本研修のテーマは「汚職防止のための効果的な刑事司法の運営」であり、日本及び諸外国からの研修参加者は、研修期間中、シンガポール、香港、国連麻薬・犯罪事務所（UNODC）など海外から招聘された客員専門家及び国内の刑事司法実務家などの講義を受けるとともに、研修参加者同士でテーマに沿った議論を行いました。

私は、大学卒業後中央銀行に入行したものの、狭量で近視眼的なものの見方しかできなかった私には、そこでの仕事は社会事象とのつながりが希薄なように思え、具体的に社会に貢献している実感が持てなかったため、検事に転職しました。そして、その後約8年余りの間、私は、生身の人間と常時接触する極めて具体的な事件の処理、主として否認事件の捜査・公判に没頭して過ごしてきました。

その中で汚職事件も数件取り扱ったことがあり、本研修参加前は、私は、汚職事件も、密室犯罪であるが故に関係者供述の重要性が通常事件以上に高いとはいえ、最終的には供述を含めた証拠関係の強固さが核で、犯人性及び構成要件該当性につき確固たる証拠を収集できさえすれば、相手がいかなる社会的地位を有する誰であれ起訴して有罪判決を勝ち取れるのだから、「犯人性や賄賂の原資・使途、対価としての便宜供与等に関する有意で固い（説得力があり、法廷での再現も容易な）証拠をいかに収集して、認知率・起訴率・有罪率を上げるか」が汚職防止の鍵となると考えていました。客員専門家の講義において「効率的な法律、法適用（法執行と判決）及び行政が大事」と言われていましたが、効率的な法適用は、具体的事件で確固たる証拠をいかに収集できるかにかかっていると考えていたわけです。

ところが、各国からの研修参加者の個人発表における各国の国状を聞いていると、優れた法律（司法権・訴追機関の独立を謳う規定のほか、腐敗防止に有効としてUNCACで規定されている中には日本より先進的な犯罪化規定を含む法律）が存在し、検察官や裁判官はベストを尽くして証拠を収集して起訴し有罪判決を下しているようであるのに、政府高官から末端の役人まで、あらゆる階層の公務員にまるで映画の世界のような汚職が横行・蔓延していました。私はそれに驚き、衝撃を受けました。そして、これは個別的な事件処理で効率的法適用を目指すことでは——個々の警察官や検察官が具体的な事件でいかに可及的に効率的に有用な証拠を収集して、起訴し、裁判官がいかに可及的速やかに適切な判決を下しても——限界があり、国全体における汚職の捕捉率・起訴率・有罪率はさして上がらず、汚職が消失することもないだろうと考えざるをえませんでした。

かかる国において本気で汚職撲滅を目指すのであれば、シンガポールや香港からの客員専門家の講義で言及されたように、汚職一掃後の国のあるべき姿についての明確なビジョンを持ち、それにつき民意の強い支持を受けて強い指導力・政治力を持つ政治家が、汚職と

決別するとの強い決意の下に、①汚職防止（刑事司法）機関に対して、蔓延している汚職を一掃できるだけの人員的・予算的・人事的手当てを施して、腐敗した公務員を短期集中的に一斉に検挙して公職から一掃し、②一般競争入札を採用し、その他の行政サービスを簡易に利用できるようにするなど、公務員の裁量が働く余地を可及的に少なくして効率的な行政を実現する一方で、③例えば、全公務員の資産申告制度と資産情報への国民のアクセス可能化、内部通報者保護制度によって収賄を露見し易くして、それにより汚職が露見した（または汚職が疑われる）公務員については、遍く捜査・起訴して迅速に有罪判決を獲得し、④不正蓄財推定規定の制定及びその厳格な法適用と懲罰的損害賠償制度の併用により収賄すれば損することを公務員に周知徹底させる等の対応が不可欠と考えざるをえませんでした。また、汚職を防止する上でも、チェック&バランスや表現の自由が重要であること、そして、刑事司法機関の活動を含めたあらゆる分野の公務について、中立性、透明性、説明責任が大事であることを再認識せざるを得ませんでした。汚職が蔓延している多くの国では、権力分立も表現の自由も不十分にしか保障されておらず、非効率的行政が批判されることも、恣意的で不透明な公共工事の発注や、蔓延する中で一部の政敵等の汚職だけ捜査・起訴・判決する不公平や恣意が批判されることはなく、それゆえ、行政・起訴・判決の各段階の選択・決定につき説明責任が果たされることもありません。そして、かかる恣意的で非効率な法適用や行政が放置されれば、国民は国（政府・公務・公務員）への信頼を失い、せいぜいあわよくば権力側に取り入ってバレないように汚職により蓄財する仲間入りしたいと思うのが関の山でしょう。私は、効率的な法適用及び行政を強い政治的意思の下に制度として確立していくことの重要性——換言すれば、現存する諸制度がうまく機能しているときには、それらの諸制度を前提にいかに効率的に法適用を行うかに専心していればよく、諸制度の存在意義を実感する必要に迫られないのですが、制度が存在しない又は機能していない状況下では、それらの制度を構築し又は活性化した上でないと、具体的事件処理もままならないこと——を今更ながら認識させられたわけです。

さらに、上記のうち幾つかの制度は日本でも十分整備されておらず、効率的な法律、法適用、行政のいずれの点でも不十分な点があることに気づけたことも、非常に有意義でした。特に、客員専門家の講義において、「自己の資産増加の出自について合理的に説明できないものは汚職による蓄財と推定する」旨の不正蓄財推定規定を設けることは、必ずしも、黙秘権や自己負罪拒否特権、「疑わしきは被告人の利益に」の原則に反するものではなく、背任に該当しないような民間同士の汚職を犯罪化することは、「ビジネス環境の適正を保持することが国家的利益に適う」との観点から正当化可能とされている国が実在し、現にそれらの国では汚職を極めて有効にコントロールできていることを知ることができ、目からウロコが落ちる思いがしました。

証拠の山に囲まれて、より簡単に同じ結論に人を納得させられるようなより良い証拠を収集・確保することに汲々としていた日常から離れて、普段と違う視点・時間の流れの中で、汚職防止の効果的方法を考えることができたことは、私にとって、非常に有意義な体験で

あり、今後の検事としての事件処理も幅広い視野からできるのではないかと考えています。

また、本研修の間、約4週間にわたり、諸外国の研修参加者と寮で寝食をともにし、週末には観光地の案内をしたことなどはとても楽しく、その際に普段は意識しなかった日本独自の文化・日常生活に改めて触れ、四苦八苦しながらも諸外国の研修参加者にその説明をしたことは、日本の良さを見直す大変良い機会となりました。

このように有意義な本研修を受ける機会を与えていただいた皆様に心から感謝しています。